

県外から

青森県へ移住し、起業・事業承継・第二創業をお考えの皆様へ

令和6年度

# あおもり移住起業支援事業費補助金 公募のご案内

青森県に『移住』し、『デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業』をする方又は『Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野※においてデジタル技術を活用した事業承継若しくは第二創業』する方に対し、経費の一部を補助します。

※Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野とは

未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する事業であり、地域経済や雇用に大きな影響を与えることができる産業分野のことをいいます。詳しくは、内閣府ホームページを参照ください。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)



補助上限額

**200** 万円

補助率

**1/2**

対象経費

人件費(※)、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

(※)人件費については、代表者や役員等の人件費は対象とせず、起業支援金の交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。

募集期間

**令和6年5月1日(水)～令和6年8月9日(金) 17時必着**

審査

第1回審査	6月下旬～7月上旬 実施予定	令和6年5月1日(水)～令和6年5月31日(金)受付分
第2回審査	7月下旬～8月上旬 実施予定	令和6年6月3日(月)～令和6年6月28日(金)受付分
第3回審査	8月下旬～9月上旬 実施予定	令和6年7月1日(月)～令和6年8月9日(金)受付分

※受付時期に応じて審査(書面及びプレゼンテーション)を行います。

※予算額に達した場合又は達すると見込まれる場合は、上記募集期間内であっても、募集を終了します。

補助対象者・補助対象事業の詳細は裏面をご覧ください。

申込先  
問合せ先



(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課

〒030-0801 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル7階

電話:017-777-4066 FAX:017-721-2514

E-mail:[sougyou@21aomori.or.jp](mailto:sougyou@21aomori.or.jp)



## 補助対象者・補助対象事業について

以下の(1)～(9)すべてに該当する方が対象となります。

### I 青森県外の在住者(通算5年以上)

#### 移住元の要件

- (1)青森県内に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、青森県外に在住していたこと。
- (2)青森県内に住民票を移す直前に、連続して1年以上、青森県外に在住していたこと。

### II 青森県内への移住

#### 移住先の要件

- (3)起業支援事業の交付決定時において転入後1年以内であること。
- (4)補助事業の完了日までに青森県内に居住すること。
- (5)起業支援事業の申請日から5年以上、継続して青森県内に居住する意思を有していること。  
ただし、申請日時点で県内に転入していない場合は、青森県内に転入後、継続して5年以上居住する意思を有していること。

### III 青森県内での新たな起業又は事業承継若しくは第二創業

#### 起業、事業承継又は第二創業に関する要件

- (6)国の交付決定日以降、補助事業の完了日までに青森県内で、起業すること(法人の登記又は個人事業の開業の届出を行うこと)又は、事業承継若しくは第二創業を行うこと。
- (7)青森県が地域再生計画において定める社会的事業の分野※3において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業等であること。ただし、事業承継若しくは第二創業する場合には、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野であること。
- (8)また、①～③の全ての要件を満たす必要があります。
  - ①【社会性及び必要性】起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること
  - ②【事業性】提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること
  - ③【デジタル技術の活用】生産性及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること
- ※3 地域再生計画に定める、あおり移住起業支援事業の対象とする社会的事業の分野とは…  
地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野等
- (9)申請時点において、専門家による伴走型支援を受けており、起業等後も継続して支援を受けること。  
ただし、当センター専門家及び青森県内の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会の専門家による伴走型支援とする。



## 応募方法

下記(公財)21あおり産業総合支援センターの HP から申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、期限までに提出先までご送付又はご持参ください。

(公財)21あおり産業総合支援センターホームページ URL

<https://www.21aomori.or.jp/topics/25496>

21あおり 補助金

で検索